

12月13日、22日開催 審査した内容(議案1件、陳情1件、報告事項4件)

報告事項 戸別収集の検討状況について

市では現在、クリーンステーション収集を取り巻く諸課題の解決につながる持続可能な収集の在り方の一つとして、戸別収集の実施に向けた検討が行われています。

これまで、近隣の先進自治体を視察し、安定した収集が実現できていること、ごみや資源物の排出時に使用する容器が景観に大きな影響を与えるとは言えないことを確認するとともに、ふれあい地域懇談会、自治・町内会説明会および鎌倉市廃棄物減量化等推進委員会合において、改めて実施検討に至った背景と理由を説明し、施策の必要性に対する理解醸成に努めたとのことです。

また、経費の抑制、効率的な収集体制の構築、戸別収集実施計画の策定、収集品目などについての検討や、全体経費の試算を行うなど、さまざまな取り組みを実施してきたとのことです。

今後は、廃棄物減量化及び資源化推進審議会において方針素案の審議を行った上で、パブリックコメントを実施し、頂いた意見に対する考え方の取りまとめや意見の反映について検討した後、審議会からの答申を受けて、市の方針を確定するとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

12月15日開催 審査した内容(議案6件、陳情3件、報告事項5件)

議案第59号 指定管理者の指定について

本議案は、鎌倉市鶴木清方記念美術館の指定管理者を、令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間、「公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団」に指定するものです。

指定管理者については、著作権者の意向を考慮し、公募を行わず、指名により同財団を選定することとし、選定に当たっては、文化施策、文化芸術、経営財務のそれぞれの分野を専門とする5人の有識者等で構成された選定委員会における書類審査と、同財団によるプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、審査の結果、次期指定管理者として適格であると判定され、選定されたとのことです。

委員会では、採決の結果、総員の賛成により可決されました。

陳情第25号 鎌倉市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情

陳情第26号 鎌倉市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情

本陳情は、本市には犯罪被害者支援に特化した条例がなく、万が一市民が被害者になった場合、他自治体の対応より不利益を被らないよう条例の制定を求めるというものです。

市によれば、県内の九つの市町が犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定し、当該条例が犯罪被害者の回復に大きな役割を果たしているとのことです。また、県の支援策も、現行の生活資金の貸付制度から見舞金制度へ切り替えていくことや市町村への財政支援を検討していることなどが報道されており、本市としては、県の動向を踏まえながら、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて検討を進めていくとの説明がありました。

委員会では、犯罪被害者への支援は国と地方公共団体の責務であり、早い時期に条例の制定を望むという意見があり、採決の結果、いずれの陳情も総員の賛成により採択されました。

市民環境常任委員会

建設常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

教育福祉常任委員会

12月14日 審査した内容(議案6件、陳情2件、報告事項10件)

報告事項 民有緑地の維持管理支援制度の再構築について

市では、現在、歴史的風土保存区域などの地域制緑地を対象に、市が予算の範囲内で土地所有者に代わって伐採や枝払い等の管理を行う「樹林管理事業」を実施していますが、様々な課題が生じてきていることから、制度の見直しを検討しているとのことです。

制度の再構築案としては、「樹林管理事業」を、土地所有者が行う維持管理の費用を助成する「民有緑地維持管理助成事業」へ統合することを検討しており、今後、要綱改正等の制度設計に係る準備を進め、令和7年度をめどに制度の統合を目指していくとのことです。

なお、制度の移行による影響への対応として、これまで樹林管理事業の対象だった方への助成率の設定や申請者が行う発注業務への支援などを予定しているとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

令和7年度の制度の統合を検討

◆制度の再構築による主な変更点

Table with 3 columns: 項目, 樹林管理事業, 民有緑地維持管理助成事業. Rows include 事業概要, 申請者の費用負担, 募集年次, 募集期間と作業実施期間, 対象範囲, 対象作業.

12月12日開催 審査した内容(議案5件、報告事項10件)

報告事項 「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の検討状況について

市では、子ども・子育て支援施策の充実および推進を図るため、令和2年(2020年)4月から令和7年(2025年)3月までを計画期間とする第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランを策定し、個別の施策を進めてきましたが、国が掲げた「こどもまんなか社会」の実現に向け、さらなる充実および推進を目指し、次の六つの視点から新たな施策の検討を行っているとのことです。

- ①待機児童対策の充実・強化
★新たな施設の整備、保育士への新たなインセンティブなど
②切れ目ない伴走、支援を要する方々への積極的アプローチ
★子育て家庭が身近な場所で相談できる場の創設、未就園児童を持つ家庭への訪問、(仮称)腰越子育て支援センターの設置など
③障害、医療的ケア児等、複雑化するニーズへの対応
★障害児サービスの費用負担の軽減、医療的ケア児やその家族が適切な支援を受けられるようなコーディネーターの配置など
④貧困の連鎖を断ち切るための支援強化
★遺族卒業祝金などの増額、ひとり親家庭への夏休み期間中の食事支援など
⑤青少年の居場所づくりのさらなる推進
★冒険遊び場の充実、鎌倉青少年会館の環境改善、わかたま(自習スペース)の拡充など
⑥必要な情報にアクセスしやすくなるようホームページ等、情報発信の充実
★ホームページの改修、子どもの居場所Mapの作成など

委員会では、報告事項について了承されました。

陳情の議決結果

12月定例会では、18件の陳情が提出されました。そのうち、12件を全議員に配付し、6件を各常任委員会に付託し審査を行いました。

付託した6件のうち、1件を継続審査、1件を議決不要、本会議において2件を採択、2件を不採択としました。

採択した陳情の要旨および結果は次のとおりです。

【採択した陳情】

◆陳情第25号 鎌倉市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情

陳情の要旨 本陳情は、本市には犯罪被害者支援に特化した条例がなく、万が一市民が被害者になった場合、他自治体の対応と比較して不利益を被らないよう条例の制定を求めるものです。

総務常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◆陳情第26号 鎌倉市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情

陳情の要旨 本陳情は、本市には犯罪被害者支援に特化した条例がなく、万が一市民が被害者になった場合、他自治体の対応と比較して不利益を被らないよう条例の制定を求めるものです。

総務常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】

◆陳情第27号 鎌倉市庁舎の保守点検、修繕、管理についての陳情

◆陳情第29号 「塔之辻まちづくり計画」解釈変更の解明と施主との再協議の陳情

可決した決議

12月定例会では、次の決議に係る議会議案を可決しました。

パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める決議

パレスチナ自治区ガザ地区を実効支配するイスラム武装組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突が始まり、既に2か月以上が経過している。この武力衝突により、双方の一般市民、特にガザ地区の子供たちに大きな犠牲が生じていることは極めて悲しい状況である。11月24日から数日間、一時停戦と人質の一部解放が実現したが、事態の完全終息には至っていない。

11月8日に日本が議長国として開催されたG7(先進7か国)外相会合では、テロ攻撃を断固として非難することや、人質の即時解放を求めることを確認するとともに、ガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘休止を支持するなどの緊急声明を発表した。また、11月15日には国連安全保障理事会が緊急会合を開き、ガザ地区の人道状況改善のため、戦闘休止と人質の即時解放を求める決議を採択した。

イスラエル・パレスチナ問題はこれまでの長い歴史・経緯から、状況が複雑化し、これまで幾度となく武力衝突が発生している。しかし、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できるものではない。

本市議会としては、世界平和を希求する「平和都市宣言」鎌倉として、現在の深刻な事態の早期沈静化と人道状況改善し、ガザ地区の平和が早期に実現することを求める。

以上、決議する。

令和5年(2023年)12月11日